



昨年のカヌー教室

Information 役場企画調整課

熊野川カヌー教室参加者募集

世界遺産「熊野川」で雄大な自然を満喫しませんか

紀伊山地の霊場と参詣道として世界遺産に登録されている「熊野川」で、雄大な自然を満喫できる初心者も安心のカヌー教室を開催します。

参加にはお申込みが必要ですので、募集期間にご注意のうえ、ぜひお申し込みください。

- 【日時】 8月20日(日)午後1時～午後4時
※小雨決行。荒天時や河川増水時は8月26日(土)に延期
- 【集合場所】 浅里飛雪の滝キャンプ場
- 【集合時間】 午後0時45分集合
- 【募集人数】 15名(小学5年生以上の方を対象)
※定員に達した場合は抽選。
- 【準備物】 濡れてもよい服装(化繊のもの、綿製品不可)、水遊び用シューズ、着替え、タオル、飲み物
- 【参加費用】 500円(保険料ほか諸経費)

- 【申込方法】 電話またはFAX、メールにて、「①氏名、②年齢、③生年月日、④性別、⑤住所、⑥電話番号」をお伝えください。
※いただいた個人情報は、保険手続きならびに当事業に関わるご連絡以外には使用しません。
※スタッフが安全確保しながら指導しますが、万一の事故・怪我などは加入する保険の範囲内での対応となります。
- ▶詳しくは、役場企画調整課(☎33-0334)までお問い合わせください。

Information 役場福祉課

戦没者のご遺族のみなさまへ

特別弔慰金の請求手続きを忘れていませんか？

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料等や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第10回特別弔慰金が支給され、現在請求を受け付けています。

請求期限の平成30年4月2日を過ぎると特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、請求手続きがお済みでない場合はお早めに請求ください。

- 【対象者】 表①の上位順位の遺族1人
※同順位のご遺族が2人以上の場合は、請求者以外の方の同意書が必要
- 【支給額】 25万円(5年償還の記名国債で支給)
- 【請求期間】 平成30年4月2日まで
※必要書類が多く、手続きには時間を要する場合がありますので、お早めに請求してください。請求期間を過ぎてしまうと弔慰金を受け取ることができなくなります。
- ▶申請など詳しくは、福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。

◆表① 支給対象者の順位

順位	対象者
1	平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2	戦没者の子
3	戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹 ※条件により、順番が入れ替わる場合があります。
4	上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等) ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

※上記のほか、細かい条件があります。

Information 役場福祉課

児童扶養手当と特別児童扶養手当について

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度とは、父(母)がいない子どもを養育している家庭等を対象とし、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が全部支給、一部支給、全部停止の区分が決まります。(表A参照)

◆対象者

次の5項目などに該当する、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども(一定の障がいがある場合は20歳未満)を扶養している父(母)または養育者。

- ① 父母が婚姻を解消した子ども
- ② 父(母)が死亡した子ども
- ③ 父(母)が重度の障がいの状態(年金の障害等級の1級程度)にある子ども
- ④ 父(母)の生死が明らかでない子ども
- ⑤ 父(母)が、母(父)の申し立てにより保護命令を受けた子ども

◆手当の額

《対象児童1人・全部支給の場合》
月額42,290円
《対象児童1人・一部支給の場合》
月額42,280円から9,980円

※2人目は月額5,000円(8月からは最大10,000円)。3人目以降は、1人につき3,000円(8月からは最大6,000円)。
※要件を満たしており、受給されていない方はお問い合わせください。

【表A】 児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	父または母の所得		配偶者および扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

2 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当制度とは、心身に障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

※所得制限があり、1月から6月までに請求される場合は前々年の所得、7月から12月までに請求される場合は前年の所得により、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給の要否を判断します。(表B参照)

◆対象者

精神または身体に政令で定める程度(国民年金法1級および2級に相当)の障がいがある20歳未満の児童を養育している父(母)または養育者。

◆手当の額

《1級》月額51,450円
《2級》月額34,270円
※要件を満たしており、受給されていない方はお問い合わせください。

●現況届、所得状況届の提出について

児童扶養手当を受給している方は、「現況届」を8月31日(休)までに、また特別児童扶養手当を受給している方は、「所得状況届」を9月8日(金)までに提出してください。

【表B】 特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の数 (税法上の人数)	請求者の所得	配偶者および扶養義務者の所得
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人	573万6千円	696万2千円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき21万3千円ずつ加算

※扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹などのことです。

これらの届けは、手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するもので、届けの提出がないと、8月以降の手当の支給ができなくなりますので、ご注意ください。

なお、「現況届」および「所得状況届」は、8月上旬に役場福祉課から送付しますので、必要事項を記入のうえ、福祉課に提出してください。

▼詳しくは、役場福祉課(☎33-0339)までお問い合わせください。